



「地方創生」は複雑です

人 口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す

安倍政権の重要施策で建設産業界も注目する「地方創生」の目的を分かりやすく要約すると、こんな感じになる。

なぜ、「再生」ではなく、「創生」なのかについて、石破茂地方創生担当大臣は「過去、工場立地と公共事業の二つによって現在より地域に活力があったのは事実。しかし、この二つの政策を再び選択することはできない。だから、再生ではなく、創生だ」と説く。

すでに政府は地方創生の司令塔として「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、二〇六〇年に日本の人口を一億人程度に確保するための「長期ビジョン」と、二〇一五年度から二〇一九年度までの五年間の具体的目標、事業評価指標、

の地域間格差の容認を前提にせざるをえないが、これまで以上に地域・自治体間格差が拡大する可能性が非常に高い。

もう一つは、省庁ごとに政策の違いがあり、地域・都市づくりの柱が分かりにくいことだ。例えば、国土交通省は都市の「コンパクトシティ+ネットワーク化」を支援するため、都市再生特別措置法などの関連法制度改正によって施策を進める。しかし、都市・まちづくりの視点として政策のキーワードは、あと二つ存在する。経済産業省が推し進める「スマートシティ」と環境省が提唱する「低炭素社会」だ。

そもそもスマートシティとは「ICT（情報技術）を使って基礎・生活インフラを効率的に運営（スマート化）することで、快適に暮らすことが可能になる都市」と定義されるが、経済産業省は「EV・PHVタウン」「スマートコミュニティ」、内閣府は「環境未来都市」、総務省は「ICTスマートタウン」、農水省は「スマートビレッジ」と省庁ごとに所管内容に応じて、それぞれスマートシティ構想を打ち出している。スマートシティのオンパレードだ。

こうなると、小規模自治体はどのような支援策を使い、どのような名称で地方創生に取り組めばいいかわからなくなってしまう。

地方の二極化はいつ

主な政策で構成する「総合戦略」を策定した。この長期ビジョンを実現するため、今後五年間の総合戦略を実施していくこととなっている。地方で安定した雇用を創出するとともに、地方への新しいひとの流れをつくる一方、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることで、創生本部の名称に盛り込んだ「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、この好循環を支える「まち」の活性化をめざして地域同士が連携するという構図だ。

人口減少問題に歯止めをかけ、地方に農林水産業の六次産業化など地域産業の競争力を強化することによって、「しごと」を創出する一方、地方移住促進や結婚・出産・子育て支援などで「ひと」を確保し、大都市圏、地方都市圏、さらに小さな拠点を再構築することで「まち」の活性化につながる考え方は、分かりやすい。しかし、自治体が現在直面している問題を踏まえる

人口減少と高齢化に対応する新たな地域づくりの代表的な考えであるコンパクトシティとして、それだけで地方創生がうまくいくとは限らない。一つ目の課題は、一億二、〇〇〇万人超の人口をこの先一億人程度までの減少にとどめることに成功しても、一、七〇〇にのぼる市町村のすべてで雇用創出を実現することは難しい。

早期復興とコンパクトシティ化を震災直後にいち早く掲げ、多くのメディアに取り上げられた宮城県・女川町。半径三〇〇mの範囲内に、高台移転した居住地、JR女川駅と都市計画道路を中心とした行政・商業地、沿岸部に水産加工ゾーンを配置したまちづくりを現在進めている。震災直後から、被災した三〇〇〇代の住民自らがまちづくりに積極的に関与したという。しかし一方で、女川町は被災前と比べると二、〇〇〇人にのぼる住民が減少、ピーク時からは半分以上にまで落ち込んでいる。そのため、今後も持続可能な地域へ向けてさらなる知恵が求められている。

二つ目の課題は、市町村合併によって行政区域が拡大したことへの対応の難しさだ。女川町に隣接する石巻市などが、その典型である。平成の大合併によって、三、二〇〇超の市町村が一、七〇〇程度まで減少した。そのため、都市部とともに中山間地域などの過疎地区を抱える自治体が全国各地で増加した。こうした自治

と、先行きの不安も否定できない。

縦割り行政の弊害はないか

地方創生の取り組み支援は、①雇用創出②地方への人の流れの創出③結婚・出産・子育て支援④新たな地域づくりと地域間連携——の四本柱で形成される。これらに沿った二〇一五年度当初予算案の地方創生関連事業は、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省にまたがり、合計で実に一九二事業にものぼる。

これまでも過疎対策、離島振興など省庁縦割りの政策支援の内容が多く、市町村など小規模自治体では、選択に悩むことへの不満が根強かった。

言うまでもなく、地方創生の取り組みは全国一律ではない。また、地域創生に真に積極的に取り組む地域への支援を目的とするため、一定

体は、まちの中心部の再構築だけに注力することとは許されず、行政対応は総花的になりやすい。行政区域が広いため、コンパクトシティ化だけでは地域創生にならないからだ。

三つ目の課題は、コンパクトシティ化の手続きをめぐる住民意識だ。コンパクトシティ化を進めるため、昨年成立した都市再生特別措置法では都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定する立地適正化計画策定を義務つけた。拡散して密度が低くなった市街地を機能別に集約し、密度を高めるのがねらいだが、コンパクトシティ化をめざす首長の多くはこの区域の線引きに頭を悩ます。

土地などを所有する住民にとって、高密度化の区域内に入れば不動産の価値向上が期待できるが、区域外になれば価値が下がりがかねないという不安があるからだ。

コンパクトシティ化という大きな政策目的に総論で賛成しても、個人資産に影響を与えられれば、多くの自治体は、各論で住民同意が難しくなるという局面を迎えるおそれがある。

ただ、過疎化と高齢化が避けられない現状を考えれば、町村といった単位での小さな拠点、地方都市、地方大都市とそれぞれの単位で持続可能な地域づくりを行う地方創生はどうしても不可避だ。しかし、その結果、地域間格差が拡大しないよう知恵を出さねばならない。